

裁判所法案帝國議會へ提出の件  
右謹て上奏し恭しく  
聖裁を仰ぎ併せて枢密院の議に  
付せられんことを請う。

昭和二十二年二月五日

内閣総理大臣吉田 茂

内閣

一

裁判所法目次

- 第一編 総則
- 第二章 最高裁判所
- 第三編 下級裁判所
- 第一章 最高裁判所
- 第二章 地方裁判所
- 第三章 簡易裁判所
- 第四編 裁判所の職員及び司法修習生
- 第一章 裁判官
- 第二章 裁判官以外の裁判所の職員
- 第三章 司法修習生
- 第五編 裁判事務の取扱
- 第一章 法廷
- 第二章 裁判所の用語

内 閣

第三章 裁判の評議

第四章 裁判所の共助

第六編 司法行政

第七編 裁判所の経費

裁判所法

第一編 総則

第一條 (この法律の趣旨) 日本國憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。

第二條 (下級裁判所) 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所とする。

下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

第三條 (裁判所の権限) 裁判所は、日本國憲法に特別の定めのある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

前項の規定は行政機関が前審として審判することを妨げない。

この法律の規定は刑事について、別に法律で陪審の制度を設けること

を妨げない。

第四條（上級審の裁判の拘束力） 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

る。

最高裁判所判事の員数は、十個人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

第二編 最高裁判所

第六條（所在地） 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第七條（裁判権） 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 上告

二 訴訟法において特に定める抗告

第八條（その他の権限） 最高裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

内閣

第九條（大法院・小法院） 最高裁判所は、大法院又は小法院で審理及び裁判をする。

大法院は、全員の裁判官のうち小法院は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法院の裁判官の員数は、三人以上でなければならぬ。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。格差は、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる。

一 当事者の主張に基づいて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するときは。

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。



審判官の職務に付しては、最高裁判所の裁判官を裁判官とする。最高裁判所の裁判官を裁判官とする。最高裁判所の裁判官を裁判官とする。

第15条 (裁判官) 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

第二編 最高裁判所

第16条 (所在地) 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第17条 (裁判権) 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

- 一 上告
二 訴訟法において特に定める抗告
三 抗告 (その他の権限) 最高裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

閣

前記の、最高裁判所の裁判官を裁判官とする。

三、最高裁判所の裁判官の任命の権限は、前記の最高裁判所長官及び判事に属する。

二、前記の任命が完了し、裁判官、命令、裁判官及び判事を任命する。

一、裁判官の任命は、前記の任命が完了し、裁判官、命令、裁判官及び判事を任命する。

十、裁判官の任命は、前記の任命が完了し、裁判官、命令、裁判官及び判事を任命する。

十一、裁判官の任命は、前記の任命が完了し、裁判官、命令、裁判官及び判事を任命する。

十二、裁判官の任命は、前記の任命が完了し、裁判官、命令、裁判官及び判事を任命する。



上告

四 刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審

第十條（その他の権限） 高等裁判所は、この法律に定めるもの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十一條（東京高等裁判所の特別権限） 刑法第七十三條、第七十五條及び第七十九條の罪に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

第十二條（東京高等裁判所の特別権限） 高等裁判所が上告審としてその裁判権を行使するときは、その事件は、その事件を扱つてお

第十條（合議制） 高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定に従う。

内閣

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を判長とする。但し、第十條の訴訟については、裁判官の員数は、五人とする。

第十一條（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判事務の取扱上とし迫つた必要があるときは、その管轄区域内の地方裁判所の判事にその高等裁判所の職務を行わせることができる。

第十二條（司法行政事務） 各高等裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括する。

各高等裁判所の裁判官会議は、その委員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。

第十三條（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らるるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第十四條（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り

扱わゆるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第二章 地方裁判所

第二十三條 (構成) 各地方裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四條 (裁判権) 地方裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 第十六條第四号の罪、第三十三條第一項第一号の請求及び罰金以下の刑にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

の外、他の法律において特に定める権限及び他の法律に別段の定め

内閣

所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させない事項についての権限を有する。

第二十六條 (一人制・合議制) 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その旨に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定や合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にある罪(刑法第二百三十一條、第二百三十八條又は第二百三十九條)の罪及びその未遂罪並びに昭和五十年法律第九号第二條又は第三條の罪を除く。一に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件



扱わねるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第二章 地方裁判所

第二十三條 (構成) 各地方裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四條 (裁判権) 地方裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 金以ての財物および罪に對する補償以外の補償の第一審

二 簡易裁判所の判決に對する控訴

三 第二十七條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に對

第二十五條 (その他の権限) 地方裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判

内閣

所の権限に属するもの定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六條 (一人制・合議制) 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、去廷すべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪(刑法第二百三十一條、第二百三十八條又は第二百三十九條)の罪及びその未遂罪並びに昭和五平法律第九号第二條又は第三條の罪を除く。一に係る事件

三 簡易裁判所の判決に對する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に對する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものとして定められた事件



前項の官署体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判  
長とする。

第三十條 (判事補の職権の網要) 判事補は、地の去来に特別の守の  
ある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

判事補は、同時に二人以上官署体に加わり、又は裁判長となるこ  
とができない。

第三十條 (裁判官の職務の代行) 地方裁判所一審又は第二審事務の  
取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁  
判所は、その管轄区域内の他の地方裁判所の裁判官に当該地方裁判  
所の裁判官の職務を行わせることができる。

第三十條 (司法行政事務) 最高裁判所は、各地方裁判所の司法の  
うち一人に各地方裁判所長を命ずる。

各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議決による  
ものとし、各地方裁判所長が、これを統括する。

内閣

各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の同意でこれを組織し、  
各地方裁判所長が、その議長となる。

第三十條 (海防局) 各地方裁判所の庶務を掌らゆるため、各地方  
裁判所に事務局を置く。

第三十條 (支都、出張所) 最高裁判所は、地方裁判所の事務の一  
部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、出張裁判  
所の支都又は出張所を設けることができる。

最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第三十條 (簡易裁判所) 各簡易裁判所に相應な員数の簡易裁判所判事  
を置く。

第三十條 (裁判権) 簡易裁判所は、左の事項について第一審の裁  
判権を有する。

一 訴訟の目的の價額が五十圓を超えない請求(行政処分取消又

は変更の請求を除く。

二 罰金以下の刑にあたる罪又は選任刑として罰金が定められやい  
る罪に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科するところがない。禁錮以上  
の刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法に定めるところによ  
り事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十四條 (その他の権限) 簡易裁判所は、この法律に定めらるるの  
の外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十五條 (一人制) 簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を取  
り扱ふ。

第三十六條 (裁判官の職務の代行) 簡易裁判所において裁判事務の  
取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁  
判所の裁判官に当該簡易裁判所の職務を行わせることができる。

第三十七條 (司法行政事務) 各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁  
判所の裁判官が一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、  
は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官にその司法行政事務  
を行わせることができる。

内閣

最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。  
第三十八條 (事務の移轉) 簡易裁判所において特別の事情によりそ  
の事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地  
方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の  
事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。

第四章 裁判所の職員及び司法修習生

第一章 裁判官

第三十九條 (最高裁判所の裁判官の任免) 最高裁判所長官は、内  
閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、裁判官任  
命諮問委員に諮問しなければならない。

裁判官任命諮問委員に關する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所判事及び最高裁判所判事の任命は、國民の審査に關  
する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

第四十條 (下級裁判所の裁判官の任免) 高等裁判所長官、判事、  
判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿に  
よつて、内閣でこれを任命する。

高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を經過した  
ときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

は変更の請求を添く。

二 罰金以下の刑にあたる罪又は選任刑として罰金が定められてい  
る罪に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科するこゝろでない。禁錮以上  
の刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法に定めるところによ  
り事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十四條（その他の権限） 簡易裁判所は、この法律に定めらるるの  
の外、他の法律において特に定めらるる権限を有する。

第三十五條（一人制） 簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を扱

こまひ、その裁判を終るものとす。再訴を許さざるものとす。

第一即の裁判官は、その官に任命された日より十年を満了した  
高等裁判所長官の任命は、天皇がこれを臨時とする。

よつて、内閣がこれを任命する。

裁判所及び簡易裁判所長官、最高裁判所の評決したる各審の  
第四十條（下級裁判所の裁判官の任命） 高等裁判所長官、裁判  
所長官の任命は、天皇がこれを臨時とする。

最高裁判所長官及び最高裁判所長官の任命は、内閣の審査に  
依り、最高裁判所長官の任命は、天皇がこれを臨時とする。

命顧問委員 二顧問は、その官に任命された日より十年を満了した  
とす。

内閣は、第一即の評決及び第二即の任命を許さず、裁判官に  
最高裁判所長官の任命は、天皇がこれを臨時とする。

最高裁判所長官、内閣がこれを任命する。

附の附録に基いて、天皇がこれを任命する。

第三十條（最高裁判所の裁判官の任命資格） 最高裁判所の裁判官  
は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十歳以上の者の中からこ  
れを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号  
に掲げる職の一若しくは二に在つた者又はその各号に掲げる職の

X X

一 若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者  
でなければならぬ。

一 高等裁判所長官

二 判事

三 簡易裁判所判事

四 検察官

五 弁護士

六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教

の若しくは二に在つた者

は、前項第三号及び第四号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判

事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研

修所教官、司法次官、司法事務官又は少年審判官の職に在つたとき

は、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号

乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。

内閣

前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前  
項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数  
に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教の職に在  
つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合にお  
いては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護  
士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十條（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官  
及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数  
を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士



五 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、司法事務官又は少年審判官

六 前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教  
前項の規定の適用については、<sup>三</sup>第三号以上同項各号に掲げる職の  
一又は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

四 においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十<sup>八</sup>條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても同様とする。

内 閣

十年以上の一級又は二級の官吏の職に在つた者、第五号及び第六号に掲げる職を除き、別に法律で定められたる公務員の職に在つた者は、同項の規定は、適用しない。高等裁判所判事及び判事は、任命されたときから、別に法律で定められたる員数を越えず、<sup>三</sup>第三号及び第四号に掲げる職に在つた者については、別に法律で定められたる員数を越えず、

第四十<sup>三</sup>條（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十<sup>四</sup>條（簡易裁判所判事の任命資格） 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 検察官
- 三 弁護士

前項の規定は、その簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合に在った年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在った年数とする。

三 三年以上前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在った者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合に在った年数は、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在った年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在った年数についても、同様とする。

### 内 閣

十年以上十級以上の官吏の職に在った者、第五号及び第六号に掲げる職に在った者、高等裁判所判事及び判事に任命された者、又は別な法律で定められた者。

第四十條（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十條（簡易裁判所判事の任命資格） 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在った者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 検察官
- 三 弁護士

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法修習所教官、司法事務官又は少年審判官

五 第四十條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教  
前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

司法修習生の修習を終えないで檢察官に任命された者の第六十條の試験に合格した後の檢察官（副檢察を除く。）又は弁護士に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十七條（簡易裁判所判事の選考任命） 多年司法事務にたずさわ  
り、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前  
條第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委  
員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることが出来る。  
簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを

内閣

定める。

第四十八條（任命の欠格事由） 他の法律の定めるところにより一般  
の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当す  
る者は、これを裁判官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 彈劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第四十九條（補職） 下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれ  
を補する。

第五十條（身分の保障） 裁判官は、公の彈劾又は國民の審査に關す  
る法律による場合及び非判官に法律上定められたる事由に關する  
ことができない。法律上定められたる事由に關する場合は、その意思に反して、免

職、轉官、轉所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。  
第五十一條（懲戒） 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職  
務を怠り、又は品位を辱める行狀があつたときは、別に法律で定め



るところにより裁判によつて懲戒される。

第五十條（定年） 最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、下級裁判

所の裁判官は、年齢六十五年に達した時に退官する。

をすることができない。

一 國會<sup>若しくは</sup>は地方公共団体の議会の議員となり、<sup>又は</sup>その他公然<sup>若しくは</sup>積

極的に政治上の活動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に  
従事すること。

三 商業を~~営~~み、その恒金~~銭~~上の利益を目的とする業務を行うこと。

第二章 裁判官以外の裁判所の職員

内 閣

第五十三條（最高裁判所事務総長） 最高裁判所に最高裁判所事務総  
長一人を置く。

最高裁判所事務総長は、一級とする。

最高裁判所事務総長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判  
所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第五十四條（最高裁判所長官秘書官） 最高裁判所に最高裁判所長官  
秘書官一人を置く。

最高裁判所長官秘書官は、二級とする。

最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の命を受けて、機密に  
関する事務を掌る。

第五十五條（司法研修所教官） 最高裁判所に別に法律で定める員数  
の司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、一級、二級又は三級とする。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研

るところにより裁判によつて決定し、

刑の懲罰官は、**第六十五**条の罰金に相当する罰金に科せらるる。裁判官は、**第六**条

本十年の違ふを時給と算する。

**第五十一**條（報酬） 裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

**第五十二**條（政治的運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行爲をすることができない。

一 國會（**議院**）は地方公共団体の議会の議員となり、**又は**その他公然と積極的に政治上の活動をする。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第二章 裁判官以外の裁判所の職員

内 閣

**第五十三**條（最高裁判所事務総長） 最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

最高裁判所事務総長は、一級とする。最高裁判所事務総長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

**第五十四**條（最高裁判所長官秘書官） 最高裁判所に最高裁判所長官秘書官一人を置く。

最高裁判所長官秘書官は、二級とする。最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の命を受けて、機密に

関する事務を掌る。

**第五十五**條（司法研修所教官） 最高裁判所に別に法律で定める員数の司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、一級、二級又は三級とする。司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研

究、修養及び修習の指導を掌る。

第五十六條（司法研修所長） 最高裁判所に司法研修所長を置き、一級の司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第五十七條（裁判所調査官） 最高裁判所及び各高等裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所調査官を置く。

裁判所調査官は、二級とする。裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件の審理及び裁判に關して必要な調査を掌る。

裁判所調査官の任命は、一般の二級事務官吏に任命される資格を有する者の外、第六十六條の試験に合格した者についてもこれを行

うことができる。 第六十七條（裁判所事務官） 各裁判所に通じて別に法律で定める員数

内 閣

の裁判所事務官を置く。

裁判所事務官は、一級、二級又は三級とする。裁判所事務官は、上司の命を受けて、裁判所の事務を掌る。

二級の裁判所事務官の任命及び叙級は、一般の二級事務官吏に任命され、又は叙級される資格を有する者の外、第六十六條の試験に合格した者についてもこれを行ふことができる。

第六十八條（事務局長） 各高等裁判所及び各地方裁判所に事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第六十九條（裁判所書記） 各裁判所に裁判所書記を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所、各

高等裁判所又は各地方裁判所が、これを補する。

裁判所書記は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務を掌る。

裁判所書記は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従い裁判所書記は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第六十三條（裁判所技官） 各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所技官を置く。

裁判所技官は、二級又は三級とする。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。

第六十四條（執行吏） 各地方裁判所に執行吏を置く。

執行吏は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを任命する。

執行吏に任命されるのに必要な資格に関する事項は、最高裁判所

内閣

がこれを定める。

執行吏は、他の法律で定めるところにより裁判の執行、裁判所の送達する文書の送達その他の事務を行う。

執行吏は、手数料を受けるものとし、その手数料が一定の額に達しないときは、國庫から補助金を受ける。

第六十五條（廷吏） 各裁判所においては、廷吏を雇う。

廷吏は、法廷において裁判官の命ずる事務その他最高裁判所の定める事務を取り扱う。

各裁判所は、執行吏を用いることができなるときは、その裁判所の所在地で書類を送達するために、廷吏を用いることができる。

第六十六條（任免・叙級） 裁判官以外の裁判所の職員は、一級及び二級の叙級は、一級のものについては、最高裁判所の申出により内閣が、二級のものについては、最高裁判所の申出により内閣総理大臣がそれぞれこれを行い、三級のものについては、最高裁判所の定めるところ

により最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。  
 第六十七條（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長又は裁判所書記たるものを除く。）及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを定める。

第三章 司法修習生

第六十八條（採用） 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

第六十九條（修習・試験） 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、國庫から一定額の給與を受ける。第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

内閣

第七十條（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行狀がその品位を辱め、或は修習の成績が第一項の試験に合格する事由があることを認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

第五編 裁判事務の取扱

第一章 法廷

第七十一條（開廷の場所） 法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十二條（公開停止の手續） 裁判所は、日本國憲法第八十二條第

二項の規定により對審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

第七十三條（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長



又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることが出来る。

第七十四條（法廷外における処分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることが出来る。

前項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十三條（審判妨害罪） 前二條の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若

内閣

しくは禁錮又は千圓以下の罰金に処する。

第二章 裁判所の用語

第七十二條（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。

第三章 裁判の評議

第七十一條（評議の秘密） 合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見並びにその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

第七十入六條（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第七十條（評決） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判所は、左の意見による。

- 一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見
- 二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができ、

第七十四條（法廷外における処分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができ、

前項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十三條（審判妨害罪） 前二條の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若

内閣

しくは禁錮又は千圓以下の罰金に処する。

第二章 裁判所の用語

第七十條（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。

第三章 裁判の評議

第七十一條（評議の秘密） 合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。且し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

一 評議の目的は、裁判官の意見の一致を以てし、その中、最も多数の意見

二 評議の意見の一致を以てし、最も多数の意見

三 評議の意見の一致を以てし、最も多数の意見

四 評議の意見の一致を以てし、最も多数の意見

評議の意見の一致を以てし、最も多数の意見

十 裁審に付いては、過半数になるまで最も多数の意見の裁を順次に

、各審の意見の裁を加え、その中で最も多数の意見

一 刑事に付いては、過半数裁は、被告人に最も不利な意見の

裁を順次に利益なき意見の裁を加え、その中で最も利益なき意見

第七十八條 (補充裁判官) 合議体の審理が長時日にわたることの予見

される場合においては、補充の裁判官一人が、審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官の一人が審理に關與することができなくなつた場合において、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判することができらる。

第四章 裁判所の共助

第七十九條 (裁判所の共助) 裁判所は、裁判事務について、互に必要な補助をする。

第六編 司法行政

第八十條 (司法行政の監督) 司法行政の監督権は、左の各号の定

内 關

めるところによりこれを行う。

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。

四 第七十七條に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

第八十一條 (監督権と裁判権との關係) 前條の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

第八十二條 (事務の取扱方法に対する不服) 裁判所の事務の取扱方法に對して申し立てられた不服は、第八十條の監督権によりこれを処分する。



第七編 裁判所の経費

第八十~~三~~條（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、國の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。  
裁判所構成法、裁判所構成法施行條例、判事懲戒法及び行政裁判法は、これを廢止する。

内 閣

裏面白紙

目下枢密院に御諮詢中の裁判所法案帝國議會へ提出の件中別紙のとおり修正いたしたいと思ひます。

内閣

(別紙)

裁判所法案の一部を次のように修正する。

第三條(裁判所の権限) 裁判所は、日本國憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

前項の規定は、行政機關が前審として審判することを妨げない。  
下第八條を削り、第七條を第八條とし、第六條を第七條とし、第五條を第六條とし、第四條を第五條とする。

第四條(上級審の裁判の拘束力) 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

第九條(大法廷・小法廷) 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法廷の裁判官の員数は、三人以上でなければならぬ。

各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

大法廷では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることが出来る。

第十條(大法廷及び小法廷の審判) 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

一 当業者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所とした裁判に反するとき。

第十一條を削る。

第十二條中「大法廷で裁判をする場合においては、」を削り、「

裁判官に」の下に「は」を加える。

同條を第十一條とし、以下第十六條まで順次繰り上げる。

第十七條第三号中「第六條」を「第七條」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審

同條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第十九條及び第二十條を削る。

第二十一條第二項中「第十九條」を「第十六條第四号」に改める。同條を第十八條とし、以下第二十六條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第二十七條第一号を次のように改める。

一 第十六條第四号の罪、第三十三條第一項第一号の請求及び罰金以下の刑に處たる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

同條第三号中「第六條」を「第七條」に改める。

同條を第二十四條とし、以下第三十五條まで順次三條ずつ繰り上げる。

ける。

第三十六條第一項第一号中「二千圓」を「五千円」に改める。

同條を第三十三條とし、以下第四十一條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第四十二條を次のように改める。

第三十九條（最高裁判所の裁判官の任免） 最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを承認する。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

裁判官任命諮問委員会に属する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、國民の審査に関する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

第四十條（下級裁判所の裁判官の任免） 高等裁判所長官、判事、

判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることのできる。

第四十三條第二項中「前項第一号若しくは第二号に掲げる職の一若しくは二」に改め、同條を第四十一條とする。

第四十四條第一項第五号中「裁判所事務官、」及び「司法事務官」を削り、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第二号

乃至第五号」を「第一項第二号乃至第五号及び前項」に、同條第三

項中「第六十八條」を「第六十六條」に改め、同條第四項を削り、

同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在

つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

同條を第四十二條とし、第四十五條を第四十三條とする。

第四十六條第一項第五号中「第四十三條」を「第四十一條」に、

同條第三項中「第六十八條」を「第六十六條」に改める。

同條を第四十四條とし、以下第四十九條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第五十條中「裁判により」を「別に法律で定めるところにより」に、「決定」を「裁判」に改める。

同條を第四十八條とし、第五十一條を第四十九條とする。

第五十二條を次のように改める。

第五十條（定年） 最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、下級裁判所の裁判官は、年齢六十五年に達した時に退官する。

第五十三條を第五十一條とする。

第五十四條中「政治上の活動」を「政治運動」に、「又は」を「





第八十二條第四号中「第四十條」を「第三十七條」に改める。  
同條を第八十條とし、第八十三條を第八十一條とする。  
第八十四條中「第八十二條」を「第八十條」に改める。  
同條を第八十二條とし、第八十五條を第八十三條とする。

# 参照

## 裁判所法目次

第一編 総則
第二章 最高裁判所
第三章 下級裁判所
第一章 高等裁判所
第二章 地方裁判所
第三章 簡易裁判所
第四編 裁判所の職員及び司法修習生
第一章 裁判官
第二章 裁判官以外の裁判所の職員
第三章 司法修習生
第五編 裁判事務の取扱
第一章 法廷
第二章 裁判所の用語
第三章 裁判の評議

## 第四編 裁判所の共助

### 第六編 司法行政

### 第七編 裁判所の終焉

## 裁判所法

### 第一編 総則

第一條 (この法律の趣旨) 日本國憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。

第二條 (下級裁判所) 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所とする。

下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

第三條 (裁判権) 裁判所は、日本國憲法に特別の定めのある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判する。

第四條 (裁判官) 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。



下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所の長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

第二編 最高裁判所

第五條 (所在地) 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第六條 (裁判権) 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 上告

二 訴訟法において特に定める抗告

第七條 (その他の権限) 最高裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第八條 (裁判の拘束力) 最高裁判所が法令の解釈適用について裁判において表示した意見は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。

第九條 (大法院・小法院) 最高裁判所は、大法院又は小法院で審理及び裁判をする。

大法院は、全員で裁判官の、小法院は、三人の裁判官の合議体とし、各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

大法院では、十一人以上以上の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることが出来る。

第十條 (小法院の審理) 事件は、まず小法院でこれを審理し、その裁判官の全員の意見が事件に対する判断において一致し、且つその裁判官の全員が大法院で審理する必要がないと認めるときは、そのまま小法院で裁判をすることが出来る。但し、左の場合においては、小法院では裁判をすることが出来ない。

- 一 法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。
- 二 法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所とした裁判に反するとき。

第十一條 (大法院の審理) 前條の規定により小法院で裁判をすること



とができる場合を除いては、事件の審理及び裁判は、大法廷でこれをする。

第十二條（裁判官の意見の表示） 大法廷で裁判をする場合において、裁判官に、各裁判官の意見を表示しなればならない。

第十三條（司法行政事務） 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官がこれを総括する。

裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第十四條（事務局） 最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務局を置く。

第十五條（司法研修所） 裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法研修生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第三編 下級裁判所

### 第一章 高等裁判所

第十六條（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所長官及び相應な員数の判事でこれを構成する。

第十七條（裁判権） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 地方裁判所の第一審判決に対する控訴

二 第六條第二号の抗告を除いて、地方裁判所の決定及び命令に対する抗告

三 地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の第一審判決に対する上告

四 他の法律の定めるところにより審判手続を経た行政処分に係る訴訟の第一審

第十八條（その他の権限） 高等裁判所は、この法律に定めるもの以外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十九條（東京高等裁判所の特別権限） 刑法第七十三條、第七十五

條及び第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟については、第二  
番の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

第二十條（裁判の拘束力） 高等裁判所が上告審としてした裁判にお  
いて法令の解釈適用について表示した意見は、その事件について下  
級審の裁判所を拘束する。

第二十一條（合議制） 高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を  
取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事  
項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判  
長とする。但し、第十九條の訴訟については、裁判官の員数は、五  
人とする。

第二十二條（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判事務の取扱  
上さし迫つた必要があるときは、その管轄区域内の地方裁判所の判  
事にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

第二十三條（司法行政事務） 各高等裁判所が司法行政事務を行つた  
は、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官がこれを総  
括する。

各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、  
各高等裁判所長官が、その議長となる。

第二十四條（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等  
裁判所に事務局を置く。

第二十五條（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り  
扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部  
を設けることができる。

最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第二章 地方裁判所  
第二十六條（構成） 各地方裁判所は、相應な員数の判事及び判事補  
でこれを構成する。

第二十七條（裁判権） 地方裁判所は、左の事項について裁判権を有  
する。

一 第十七條第四号の行政処分、第十九條の罪、第三十六條第一号の第一号の請求及び拘留又は科料にあたる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

二 簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十八條（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十九條（一人制・合議制） 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十一條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪並びに昭和五年法律第九号第二條又は第三條の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件  
前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三十條（判事補の職権の制限） 判事補は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて、一人で裁判することをできない。  
判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。



第三十一條（裁判官の職務の代行） 地方裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁判所は、その管轄区域の他の地方裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第三十二條（司法行政事務） 最高裁判所は、各地方裁判所の判事のうち一人に各地方裁判所長を命ずる。

各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長が、これを統括する。

各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の判事でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

第三十三條（事務局） 各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

第三十四條（支部・出張所） 最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。

最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第三十五章 簡易裁判所  
第三十五條（裁判官） 各簡易裁判所に相應な員数の簡易裁判所判事を置く。

第三十六條（裁判権） 簡易裁判所は、左の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の價額が二千圓を越えない請求（行政処分取消又は変更の請求を除く。）

二 罰金以下の刑にあたる罪又は選択刑として罰金か定められている罪に係る訴訟

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができる。禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十七條（その他の権限） 簡易裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十八條 (一八箇) 簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を裁  
り扱ふ。

第三十九條 (裁判官の職務の代行) 簡易裁判所において裁判事務の  
取扱上必要と認められたるときは、その所在地を管轄する地方裁  
判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁  
判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができ  
る。

第四十條 (司法行政事務) 各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁  
判所の裁判官が、一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、  
最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。

第四十一條 (事務の移轉) 簡易裁判所において特別の事情によりそ  
の事務を取り扱うことができなるときは、その所在地を管轄する地  
方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の  
事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。

第四編 裁判所の職員及び司法修習生

第一章 裁判官

第四十二條 (任免の認証) 最高裁判所判事及び高等裁判所長官の任  
免については、天皇の認証を受けるものとする。

第四十三條 (最高裁判所の裁判官の任命資格) 最高裁判所の裁判官  
は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこ  
れを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号  
に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一  
若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者で  
なければならぬ。

- 一 高等裁判所長官
- 二 判事
- 三 簡易裁判所判事
- 四 検察官
- 五 弁護士
- 六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教

前項第一号若しくは第二号に掲げる職に在つた者又は十年以上同項第三号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、司法次官、司法事務官又は少年審判官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合において、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。第四十四條（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数

を計算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、司法事務官又は少年審判官

六 前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授

前項の規定の適用については、同項第二号乃至第五号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合において、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用し

ない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は檢察官に任命された者の第六十八條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、檢察官（副檢察官を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても同様とする。

十年以上一級又は二級の官吏の職（第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる職を除き、別に法律で定める公務員の職を含む。）に在つた者は、同項の規定にかかわらず、高等裁判所長官及び判事に任命されることのできる。但し、別に法律で定める員数を越えることのできない。

第四十五條（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十六條（簡易裁判所判事の任命資格） 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に出つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 檢察官

三 弁護士

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、司法事務官又は少年審判官

五 第四十三條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教

前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

司法修習生の修習を終えないで檢察官に任命された者の第六十八條の試験に合格した後の檢察官（副檢察官を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十七條（簡易裁判所判事の選考任命） 多年司法事務にたずさわ

り、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前條第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委



員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができ、簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

第四十八條（任命の欠格事由） 他の法律の定めるところにより一般の官更に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の職責を受けた者

第四十九條（補職） 下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する。

第五十條（身分の保障） 裁判官は、公の彈劾又は國民の審査に関する法律による場合及び裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、その意思に反して、免官、轉官、轉所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

第五十一條（懲戒） 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職

務を怠り、又は品位を辱める行狀があつたときは、別に法律で定めるところにより懲戒によつて懲戒される。

第五十二條（定年） 最高裁判所長官は、年齢七十五年、最高裁判所判事及び高等裁判所長官は、年齢七十年、その他の裁判官は、年齢六十五年に達した時に退官する。

第五十三條（報酬） 裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

第五十四條（政治上の活動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行爲をすることができない。

一 國會又は地方公共團體の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をすること。

二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三章 裁判官以外の裁判所の職員

第五十五條（最高裁判所事務総長） 最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

最高裁判所事務総長は、一級とする。

最高裁判所事務総長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第五十六條（最高裁判所長官秘書官） 最高裁判所に最高裁判所長官秘書官一人を置く。

最高裁判所長官秘書官は、二級とする。

最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の命を受けて、秘密に關する事務を掌る。

第五十七條（司法研修所教官） 最高裁判所に別に法律で定める員数の司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、一級、二級又は三級とする。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所に於ける研究、修養及び修習の指導を掌る。

第五十八條（司法研修所長） 最高裁判所に司法研修所長を置き、一

級の司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第五十九條（裁判所調査官） 最高裁判所及び各高等裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所調査官を置く。

裁判所調査官は、二級とする。

裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件の審理及び裁判に關して必要な調査を掌る。

裁判所調査官の任命は、一級、二級の事務官吏に任命される資格を有する者の外、第六十八條の試験に合格した者についてもこれを行ふことができる。

第六十條（裁判所事務官） 各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所事務官を置く。

裁判所事務官は、一級、二級又は三級とする。

裁判所事務官は、上級の命を受けて、裁判所の事務を掌る。  
二級の裁判所事務官の任命及び級級は、一般の二級事務官吏に任命され、又は叙級される資格を有する者の外、第六十八條の試験に合格した者についてもこれを訂りことができる。

第六十一條（事務局長） 各高等裁判所及び各地方裁判所に事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高級裁判所が、これを補する。  
各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第六十二條（裁判所書記） 各裁判所に裁判所書記を置き、裁判所事務官の中から、最高級裁判所の定めるところにより、最高級裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所が、これを補する。

裁判所書記は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他法律に於いて定める事務を掌る。  
裁判所書記は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。12

裁判所書記は、口述の取録その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第六十三條（裁判所技官） 各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所技官を置く。  
裁判所技官は、二級又は三級とする。

裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。  
第六十四條（執行吏） 各地方裁判所に執行吏を置く。  
執行吏は、最高級裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを任命する。

執行吏に任命されるのに必要な資格に関する事項は、最高級裁判所がこれを定める。

執行吏は、他の法律の定めるところにより裁判の執行、裁判所の送達する文書の送達その他の事務を行う。  
執行吏は、手数料を受けるものとし、その手数料が一定の額に達

しないときは、國庫から補助金を受ける。

第六十五條（廷吏） 各裁判所においては、廷吏を雇う。

廷吏は、お廷において裁判官の命ずる事務その他最高裁判所の定める事務を取り扱う。

各裁判所は、執行吏を用いることができなるときは、その裁判所の所在地で補綴を送達するために、廷吏を用いることができる。

第六十六條（任免・叙級） 裁判官以外の裁判所の職員の任免及び叙級は、一級のものについては、最高裁判所の申出により内閣が、二級のものについては、最高裁判所の申出により内閣総理大臣がそれぞれこれを行い、三級のものについては、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。

第六十七條（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長又は裁判所書記たるものを除く。）及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを定める。

第三章 司法修習生  
第六十八條（採用） 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。  
前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。  
第六十九條（修習・試験） 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。  
司法修習生は、その修習期間中、國庫から一定額の給與を受ける。  
第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第七十條（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行狀がその地位を辱め、又は修習の成績が前條第一項の試験に合格する見込がないものと認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

第五編 裁判事務の取扱

第一章 法廷

第七十一條（開廷の場合） 法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十二條（公開停止の手續） 裁判所は、日本國憲法第八十二條第二項の規定により對審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

第七十三條（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は陪廷をした一人の裁判官がこれを行う。

裁判長又は陪廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不肖な行状をする者に対し、退廷を命じその他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができぬ。

第七十四條（法廷外における処分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人

の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じその他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができぬ。

前項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十五條（審判妨害罪） 前二條の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に処する。

第二章 裁判所の用語  
第七十六條（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。

第三章 裁判の評議  
第七十七條（評議の秘密） 合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法



律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。  
第七十八條（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見  
見を述べなければならない。

第七十九條（評決） 裁判官は、この法律に特別の定がない限り、過半  
数の意見による。但し、左の事項について裁判官の意見が三説以上  
に分れ、その説が各、過半数にならないときは、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次  
少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見  
二 刑罰については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の  
数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

第八十條（補充裁判官） 合議体の審理が長時間にわたることの予見  
される場合においては、補充の裁判官一人が審理に立ち会い、その  
審理中に合議体の裁判官の一人が審理に欠席することかてまなくな  
つた場合において、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁  
決をすることが出来る。

第四章 裁判所の共助

第八十一條（裁判所の共助） 裁判所は、裁判事務について、互に登  
要な補助をする。

第六編 司法行政

第八十二條（司法行政の監督） 司法行政の監督権は、左の各号の定  
めるところによりこれを行使する。

- 一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職  
員を監督する。
  - 二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下  
級裁判所及びその職員を監督する。
  - 三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡  
易裁判所及びその職員を監督する。
  - 四 第四十條に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の  
裁判官以外の職員を監督する。
- 第八十三條（監督権と裁判権との関係） 前條の監督権は、裁判官の

裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。  
第八十四條（事務の取扱方法に対する不服） 裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十二條の監督権によりこれを処分する。

第七編 裁判所の経費

第八十五條（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、國の予算にこれを計上しなければならない。  
前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。  
裁判所構成法、裁判所構成法施行條例、刑事懲戒法及び行政裁判法は、これを廃止する。

さきに御伺い致しました目下樞密院に御諮  
詢中の裁判所法案帝國議會へ提出の件中  
修正の件の一部を更に別紙のとおり修正致  
したいと思ひます。

内  
閣



さきに提出した裁判所法案の修正の件の一部を更に次のように修正する。

第三條に第三項として次の一項を加える。

この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。

第九條第四項中「大法廷」を「各合議体」に改める。



裁判官に「の下に「は」を加える。

同條を第十一條とし、以下第十六條まで順次繰り上げる。

第十七條第二号中「第六條」を「第七條」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審同條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第十九條及び第二十條を削る。

第二十一條第二号中「第十九條」を「第十六條第四号」に改める。同條を第十八條とし、以下第二十六條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第二十七條第一号を次のように改める。

一 第十六條第四号の罪、第三十三條第一項第一号の請求及び罰金以下の刑に處たる罪に係る訴訟以外の訴訟の第一審

同條第三号中「第六條」を「第七條」に改める。

同條を第二十四條とし、以下第三十五條まで順次三條ずつ繰り上げる。

ける。

第三十六條第一項第一号中「二千圓」を「五千圓」に改める。

同條を第三十三條とし、以下第四十一條まで順次三條ずつ繰り上げる。

第四十二條を次のように改める。

第三十九條（最高裁判所の裁判官の任免） 最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて、天皇がこれを任命する。

最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

裁判官任命諮問委員会に關する規程は、政令でこれを定める。

最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、國民の審査に關する法律の定めるところにより國民の審査に付される。

第四十條（下級裁判所の裁判官の任免） 高等裁判所長官、判事、

判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることかてきる。

第四十三條第二項中「前項第一号若しくは第二号に掲げる職に在つた者又は十年以上同項第三号」を「五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号」に改め、同條を第四十一條とする。

第四十四條第一項第五号中「裁判所事務官、」及び「司法事務官」を削り、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第二号乃至第五号」を「第一項第二号乃至第五号及び前項」に、同條第三項中「第六十八條」を「第六十六條」に改め、同條第四項を削り、同條の一項の次に次の一項を加える。

前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の

一又は二以上に在つた者が裁判所事務官又は司法事務官の職に在つたとするは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

同條を第四十二條とし、第四十三條を第四十三條とする。

第四十六條第一項第五号中「第四十三條」を「第四十一條」に、

同條第三項中「第六十八條」を「第六十六條」に改める。

同條を第四十四條とし、以下第四十九條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第五十條中「裁判所」を「別に法律で定めるところにより」に、「決定」を「裁判」に改める。

同條を第四十八條とし、第五十一條を第四十九條とする。

第五十二條を次のように改める。

第五十條(決定) 最高裁判所の裁判官は、年令七十年、下級裁判所の裁判官は、年令六十五年に達した時退官する。

第五十三條を第五十二條とする。

第五十四條中「政治上の活動」を「政治運動」に、「又は」を「若しくは」に、「その他公然且つ」を「又は」に改める。

同條を第五十二條とし、以下第五十八條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第五十九條第四項中「第六十八條」を「第六十六條」に改め、同條を第五十七條とする。

第六十條第四項中「第六十八條」を「第六十六條」に改める。同條を第五十八條とし、以下第六十五條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第六十六條中「の申出により内閣総理大臣」を削る。同條を第六十四條とし、以下第六十九條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十條中「辱め、又は修習の成績が前條第一項の試験に合格する見込がないもの」を「辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由がある」に改める。

同條を第六十八條とし、以下第七十四條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十五條中「四」を「四」に改める。同條を第七十三條とし、以下第七十八條まで順次二條ずつ繰り上げる。

第七十九條を次のように改める。

第七十七條（評決） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各、過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

第八十條を第七十八條とし、第八十一條を第七十九條とする。  
第八十二條第四号中「第四十條」を「第三十七條」に改める。  
同條を第八十條とし、第八十三條を第八十一條とする。  
第八十四號中「第八十二條」を「第八十條」に改める。  
同條を第八十二條とし、第八十五條を第八十三條とする。